

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第7				別紙第7			
減 免 稅 条 項 等 符 号 表				減 免 稅 条 項 等 符 号 表			
(定率法の部)				(定率法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
11001～ 11102	(省略)	(省略)		11001～ 11102	(同左)	(同左)	
11201	(省略)	生活関連物資の減免税 (省略)		11201	(同左)	生活関連物資の減免税 (同左)	
11202 (削除)	(省略) (削除)	(省略)		11202	(同左)	(同左)	
11205	法第12条第2項	(省略)		11203	法第12条第2項	〃 (豚肉)	
(省略)	(省略)	(省略)		11205	法第12条第3項	(同左)	
				(同左)	(同左)	(同左)	
(暫定法の部)				(暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
25023～ 27057	(省略)	(省略)		25023～ 27057	(同左)	(同左)	
28070	法第8条の7	経済連携協定に基づく加工又 は修繕のため輸出された貨物 の免税		(新規)	(新規)	(新規)	
28041	(省略)	軽減税率等適用品目 (省略)		28041	(同左)	軽減税率等適用品目 (同左)	
28042～ 28062	(省略)	(省略)		28042～ 28062	(同左)	(同左)	
28071	法第9条第2項	〃 (チョコレート製造用 ミルク及びクリーム)		(新規)	(新規)	(新規)	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
28072	令第32条第2項第1号 法第9条第2項 令第32条第2項第2号	// (配合飼料製造用ホエイ等)	(新規)	(新規)	(新規)
28073	法第9条第2項 令第32条第2項第3号	// (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	(新規)	(新規)	(新規)
28064	法第9条第2項 令第32条第2項第4号	(省略)	28064	法第9条第2項 令第32条第2項第1号	(同左)
28074	法第9条第2項 令第32条第2項第5号	// (シュレッドチーズの原料用のフレッシュチーズ及びカード)	(新規)	(新規)	(新規)
28065	法第9条第2項 令第32条第2項第6号	(省略)	28065	法第9条第2項 令第32条第2項第2号	(同左)
28075	法第9条第2項 令第32条第2項第7号	// (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	(新規)	(新規)	(新規)
28066	法第9条第2項 令第32条第2項第8号	(省略)	28066	法第9条第2項 令第32条第2項第3号	(同左)
28067	法第9条第2項 令第32条第2項第9号	(省略)	28067	法第9条第2項 令第32条第2項第4号	(同左)
28063	法第9条第2項 令第32条第2項第10号	(省略)	28063	法第9条第2項 令第32条第2項第5号	(同左)
28068	(省略)	経済連携協定に基づく関税の譲許が適用される（飼料製造用）小麦	28068	(同左)	オーストラリア協定に基づく関税の譲許が適用される（飼料製造用）小麦

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
28069	(省略)	経済連携協定に基づく関税の 譲許が適用される（飼料製造 用）大麦	28069	(同左)	オーストラリア協定に基づく 関税の譲許が適用される（飼 料製造用）大麦